

2018年(平成30年)3月19日

意見提出手続の運用に関する苦情の申出

吹田市民の意見の提出に関する条例第12条に基づき、市民自治推進委員会に対し、以下につき、苦情を申し出ます。

記

吹田市の中核市移行計画については、「吹田市民の意見の提出に関する条例」(以下、「条例」とする)に規定の意見提出手続がこれまでに行われていないにもかかわらず、中核市移行の基本的な方向性が定められています。基本的な方向性がすでに定められていることについては、吹田市のホームページ上に掲載された内容やその文言、これまでの議会での答弁等、平成29年度2月定例会での予算案の項目・内容からも明らかであり、「中核市移行の基本的な方向性の計画はまだ定めていない」と吹田市が反論する余地はないと考えます。中核市移行計画は、吹田市民にとって重要な政策であるにもかかわらず条例の規定に基づき意見提出手続がこれまでに行われていないことは、条例第3条違反の疑いが大きいものと考えます。

そのため、条例第12条第1項の規定に基づき、市民自治推進委員会に対し、苦情を申し出ます。なお、かかる予算案についての採決が、平成30年3月26日のため、同条第2項の規定により、調査審議の上、吹田市に対し、法令遵守の勧告を緊急に行われることを要望いたします。